

昭和十四年二月四日
昭和十四年七月一日再版

獨逸及ヒ伊太利ニ於ケル人口民族政
策二概要

財團法人 人口問題研究會



(甲) 獨逸及伊太利ニ於ケル人口民族政策概要

一 精神運動

〃 亡國觀ノゾーペルニクスの転回

子女扶養ニ関スル個人主義的、物質的

享樂主義的、自由主義的、觀念ノ排除

全体的、國家的觀念ノ涵養

(1) 人口ノ力が民族、國家ノ根帶ニシテ

一切國策ノ根本タルベキコト

(2) 純潔ナル血液ノ力ト健康ガ民族、國

家興隆ノ基本タルヲ以テ、純潔健康

有能ナル獨逸民族ノ子孫ヲ多數ニ扶

養育成スルコトハ獨逸國民ノ民族的

國家的重大使命トルベキコト

(2) 精神運動ノ方法

(1) 宣傳省 = 人口ノ種政策ノ部ヲ設ケ言

論機関教育機関ヲ動員シテラユル機

會 = 於テ (1) / 精神ヲ普及徹底セシム

海外 = モ印刷物ニヨリテ獨逸人口人

種政策ノ根本ヲ解明ス (例ハ R.A.K.ノ

發行)

(四) 一切ノ國策 = (1) / 精神ヲ反映スルニ

努ム

(三) 國際人口會議オリシトシク等國際學術

會議其ノ他國際的企圖ノ一切ヲ積極

的ニ利用ス

二、人口ノ質ニ関スル政策

(1) 遺傳的疾患防止(斷種法)ノ實施

(2) 獨逸人血統ノ純潔並ニ栄養保護法ノ實

施

(イ) ユダヤ人ノ血液ノ排除——婚姻ノミ

ナラズ一切ノ性的交渉ノ禁止

(ロ) ユダヤ人ノ雇傭ノ禁止——特ニ家事

使用人ノ禁止

(3) 混血ノ傳播防止ヲ目的トスル諸法規

(4) 一切ノ望マシカラザル婚姻ノ否認

三、人口ノ量ニ関スル政策

(1) ユダヤ人ノ國外追放

(2) 墮胎禁止

(1) 嚴罰主義法規ノ適用

(2) ナキス党員ノ戸別看視

(3) 産科婦人科医ノ監督取締強化

ニダヤ人医師ノ國外追放

(3) 産児調節普及ノ取締

(4) 産児調節ニ関スル臨床医学ノ街頭進

出防止

(5) 産児調節論ノ禁止

(6) 産児調節用具及ビ藥品ノ公開禁止

備考 (ハ)ニ関シテハ政府部内ニ徹底的ニ非ズト

ノ非難アルモノノ如シ

(7) 産児調節用具及ビ藥品ノ販賣禁止

(8) 同上製造及ビ輸送禁止(輸入ハ事實相当制限サル)

説アリ。

(4) 婚姻助成貸付金制度ノ開設

(イ) 目的

(1) 婚姻ノ助成ニヨル出生率増加

(2) 婦人労働者ヲ家庭ニ帰ヘシ、男子労働者ノ失業緩和

備考 本制度ハ失業緩和法第五章ノ規定ニ據ル。

(ロ) 概要

(1) 政府資金ノ分布(本制度ニヨル経費ハ必需品購入ニヨリ此ノ部門ノ生産ヲ刺戟ス)

(2) 制度概要

(3) 貸付金額

(4) 償還期限

最高一〇一、〇〇〇マルク

八箇年

(四) 貸附條件

(一) 婚姻当事者ノ兩親及在父母

ガサトモトモ事者ノ一方ガマ
人種ナルコト

(3) 妻タルベキ婦人ハ一定期間國內ニ

於テ雇傭関係ニアリタルモノ

(ハ) 右婦人ノ婚姻締結時期ニ於ケル雇傭

関係ノ放棄

(ニ) 貸付金ノ完済サレザル限リハ妻ハ

被傭者トナルヲ得ズ

(五) 返還

(一) 婚姻後入ノ子女ヲ養フル毎ニ

元金ノ四分ノ一ツツヲ輕減ス從ツテ

四人ノ子女ヲ産ミタルモノハ返還ノ義

務ヲ免ル

(3) 貸付日ヨリ一箇年ハ無利子

(V) 財源

主タル財源トシテ独身税ヲ設ク

(カ) 家族手当

(イ) 範囲ハ官廳使用人 一部都市及び差

干ノ個人会社ノ使用人ノ範囲ヲ出デズ。

(ロ) 子女三人又ハ四人ヲ適用ノ最小限度

トス。

(ハ) 限度以上ノ最初ノ子女一名ニ對シ、

月一〇マルク第二ノ子女ニ對シニ〇マ

ルク第三ノ子女ニ對シニ五マルクノ手當ヲ給ス

(ニ) 本制度ヲ採用シタル場合ニハ、子女

數多クシテ俸給額ノ多額ニ上ルコト

ヲ理由トシテ解雇スルコトヲ禁ズ

(6) 租税ニヨル政策

(1) 所得税ノ减免

(i) 二五才未滿ニシテ (ii) 両親ト同一家族内

ニ在ル (iii) 四名以上ノ子女ヲ有スルモ、

ニツキテハ、子女一名ニ付一%ノ軽減

月一△△マルク未滿ノ所得者ニシテ四名

以上ノ子女ヲ有スルモ、ニツキテハ

所得税ヲ免ズ

(ii) 不動産課税ノ軽減

四名以上ノ子女ヲ有スルモ、ニツキテ

子女一名ヲ加フル毎ニ軽減ス

(7) 社会政策上ノ考慮

(i) 大家族ニ對スル社会保険料ノ軽減

- (四) 婦人労働者ノ家庭ハノ復帰勸奨
- (三) 田園分散的労働者住宅ノ供給
- (二) 一人用小室ノ労働者アパートメントノ排除
- (ホ) 職業教育ノ期間ヲ極力短縮ス
- (ハ) 婚姻ヲ困難ナラシメ又ハ延期セシム
- ルガ如キ労働条件ノ排除
- (ト) 大家族ノ子女ニ就職優先權ヲ與フルコトヲ勸奨ス
- (ル) 人口都市集中防止 | 開墾 | 内國植民
- (イ) 餘地組織局ヲ設置シ四箇年計画ノ根本トシテ標記ノ政策ヲ行フ
- (ロ) 大規模ノ資源及ヒ土地調査ノ実施
- (ハ) 帰農奨励ト都市向農民ノ移動防止

- (一) 農民改造法ニヨル政府事業トシテノ
- (二) 農村住宅ノ建設
- (三) 農地相續法ニヨル農地細分ノ防止ト
- (四) 離村ノ經濟的條件ノ防止
- (五) 食糧局ノ設置ニヨル農産物市場價格統制
- (六) 用墾ノ獎勵(アルバイト・デイ・イン・システムトノ協力)
- (七) 工場ノ地方分散
- (八) 資源用發
- (九) 農村ニ於ケル道路輸送網ノ完備等
- (十) 大家族ノ保護助成ノ特殊政策
- (十一) ベルリン市ニ於ケル神ノ家族
- (十二) ベルリン市ハ四名以上ノ子女ヲ有シ

兩親叔父叔母及ビ祖父母が健康ニシ
テ且ツ、アーリアン人種ナル家族ヲ

神ノ家族トシテ選定表彰ス。

(ii) 此等ノ家族ニツキテハ第三及ビ第四

ノ子女が満一才ニ達スルマデ一箇月

三〇マルクノ扶助料ヲ与フ。以後十四才

ニ達スルマデ月ニ〇マルクヲ支給ス。

(iii) 此等ノ子女が成長シタル場合ニハ市

及ビ市関係事業ニ就職スル場合優先

權ヲ与フ。

(10) 其ノ他

(i) 大家族ニ対スル國有鐵道料金割引

(ロ) スポーツノ獎勵

- (一) 都市公園ノ拡大改善
- (二) 地方ニ於ケル大家族ノ表彰特典等

(乙) 伊太利

(1) 精神運動

- (1) 人口ハ民族國家ノ力トシテノ数トナリ
- (2) 資本主義的人口觀ノ排除
- (3) 家族ヲ滅ボス社會主義的宣傳ノ排除
- (4) 出生率ハ祖國ノ延ビ行ク力ノ指標トナリ
- (5) 最大ノ出生率最少ノ死亡率ヨリスロトガ
- (6) 右ノ為言論機關教育機關ノ總動員
- (7) 結婚獎勵及心産見獎勵
- (8) 既婚者ニ對スル社會的保護ト獨身者

二對スル社会的道德的困難

(四) 既婚婦人ニハ労働給與ノ特權ヲ與フ

(八) 既婚者ニハ賦首ナレバ爾特權ヲ與フ

(二) 借地貸貸ニ関レテハ既婚者ニ特權ヲ与フ

(六) 獨身税ノ設置

(八) 二十五才ヨリ六十五才マデノ獨身者ニハ

特殊累進所得税ヲ課ス

(一) 子女ナキ家族ニ對スル特別税

(四) 墮胎ノ禁止嚴罰主義ノ採用

(三) 避妊理論ノ禁止嚴罰主義ノ採用

(二) 避妊用具及心薬品販賣ノ強力ナル取締

(3) 大家族保護助成

(1) 大家族 = 對スル租稅輕減

七名以上ノ子女ヲ有スル家族 = 對シテ

得稅財產稅其他地方稅ノ負擔ヲ輕減ス

組合ニ對スル出資 = 七輕減ハ行ハル

(4) 家族手当

各州ノ使州人 = 對シテ子女數ヲ基準トシ

テ家族手当ヲ支給ス

産業フアシスト聯盟ト産業労働者フア

シス聯盟トノ間ノ協議ニヨリ一般工業

労働者(高等労働者ヲ含ム)ニ此ノ制度ヲ

拡充スル意込

(四) 大家族ニ對スル地方ニ於ケル表彰及特典ノ賦與

(4) 母子保護

(1) 十八才未満ノ児童保護

(2) 貧困又ハ遺棄セラレタル母ノ保護

(3) 之ト關聯アル事業ノ補助獎勵

例ハ産科病院療養所等ノ拡充

(4) 十五才以下ノ少年ノ公衆中ノ喫煙禁止

(5) 青年体位向上策トシテ青年訓練ノ拡充

(5) 社会衛生政策

(1) 結核、癌腫、癩病、酒精中毒ノ撲滅運動

結核豫防協會ノ設立及各種撲滅運動ニ付スル補助金ノ支附

(2) 酒精飲料販賣所ノ制限

四十五才以下ノ少年、禁酒

(16) 移民政策(内國植民ヲ含ム)

(1) 尙移民ヲ禁止シ内國植民ニ振向ク

(2) 移民局ハ在外公館ニ命ジ伊太利國外

居住婦人ハ尙産ノ為歸國セシムルコト

(3) アビシニア拓植移民ノ獎勵

(4) 人口都市集中ヲ防止スル為都市人口増

加シ輕減スル義務ト權利ヲ包括的ニ

地方長官ニ附与ス

(ホ) 帰農獎勵

(ハ) 都市集中防止ノ為特定ノ都市ニ多数ノ

労働者ヲ使用スル工場ノ新設ヲ禁止ス

(一) 開墾，助成
(二) 農事改良

- (i) 灌溉排水事業，擴大
- (ii) 農產物增產計畫，實施
- (iii) 農業機械化，促進
- (iv) 肥料生產，獎勵，配合組織，完備
- (v) 農業教育，擴充
- (vi) 農業對人信用，擴大
- (vii) 大所有地，分割耕地，配合，獎勵
- (viii) 農村住宅，供給，擴大
- (ix) 農林，電力供給，擴充
- (x) 道路及運送網，擴大

其他

(1) 最大、出生率 \rightarrow 示 \rightarrow 夕 農村ノ表彰
(2) 子福者會議ノ開催
(3) 大家族及新婚者ニ対スル鐵道料金割引

